

「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 . 業務規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表 | 2 |
| 3 . 信認金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表 | 3 |
| 4 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 7 |
| 5 . 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表 | 8 |

業務規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(計算上の損失額) 第50条 本所は、発行日決済取引につき会員ごとに、銘柄別の総売付代金又は総買付代金と当日の最終値段(本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段又は気配値段(以下この条において「気配等」という。)を含むものとし、当日に成立した約定値段(気配等を含む。)がない場合は、前日の最終値段(気配等を含む。)とする。)を総売付株数又は総買付株数に乗じて得た金額とを比較し、総売付及び総買付に係る損益を総合して計算を行い、損勘定となる会員は当該損失額に相当する金額(以下「計算上の損失額」という。)を本所に預託するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。</p> | <p>(計算上の損失額) 第50条 本所は、発行日決済取引につき会員ごとに、銘柄別の総売付代金又は総買付代金とその日の最終値段(その日に約定値段がない場合には、直前の日の終わりの約定値段)を総売付株数又は総買付株数に乗じて得た金額とを比較し、総売付け及び総買付けに係る損益金を総合して計算を行い、損勘定となる会員は当該損失額に相当する金額(以下「計算上の損失額」という。)を本所に預託するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> |

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの</p> <p><u>国内の証券取引所における最終価格(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの</p> <p><u>国内の証券取引所における最終価格(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</u></p> <p>(信用取引に係る受入保証金の計算方法)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の最終価格(取引所において気配表示が行われているときは、<u>当該最終気配値段</u>。以下同じ。))。前日に約定価格(取引所において気配表示された最終気配値段を含む。)がないときはその直近の日の最終価格)により評価した価額との差損益とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。</p> | <p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの</p> <p>国内の証券取引所における最終価格</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの</p> <p>国内の証券取引所における最終価格</p> <p>(信用取引に係る受入保証金の計算方法)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の最終価格。前日に約定価格がないときはその直近の日の最終価格。)により評価した価額との差損益とする。</p> |

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(代用有価証券の種類及び代用価格) 第2条 会員が、信託金の代用として、本所に差し入れることができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) <u>本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。以下同じ。)</u> 100分の70</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u> 100分の70</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方債証券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の85</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。))第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)</u>以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</p> <p> <u>転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券</u> 100分の85</p> <p> <u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u> 100分の80</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(7) <u>日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。)</u>が発行する社債券(交換社債券以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は</p> | <p>(代用有価証券の種類及び代用価格) 第2条 会員が、信託金の代用として、本所に差し入れることができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、毎月1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方債証券 100分の85</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>本所の上場社債券</u> <u>転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券</u> 100分の85 <u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u> 100分の80</p> <p>(5) <u>本所の上場株券</u> 100分の70 (新設)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>外国証券会社により締結されたものに限る。)</p> <p>転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券 <u>100分の85</u></p> <p>転換社債券及び新株引受権付社債券 <u>100分の80</u></p> <p>(8) 国内の他の証券取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) <u>100分の80</u></p> <p>(9) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条に定める債券である円貨債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) <u>100分の90</u></p> <p>(10) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券(転換社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) <u>100分の85</u></p> <p>(11) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。)</p> <p>公社債投資信託の受益証券 <u>100分の85</u></p> <p>その他のもの <u>100分の70</u></p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの</p> <p>本所又は国内の他の証券取引所における最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの</p> <p>日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格</p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第1項第4号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券並びに同項第5号に規定する株券</p> <p>本所における最終価格</p> <p>(新 設)</p> |
|---|---|

(3) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が公表する基準気配。ただし、基準気配が公表されていないものうち本所又は国内の他の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3. 第1項第3号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が基準気配を公表するものに限る。

（端数金額の調整）

第2条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第3条 合併の場合において業務規程第41条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社（会社以外の法人を含む。）株券（投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。）及び商号変更（名称変更を含む。以下同じ。）の場合において同規程第41条の2の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2. 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められている被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。

（新 設）

(2) 前号に掲げる有価証券以外の有価証券
日本証券業協会が公表する基準気配。ただし、基準気配が公表されていないものうち本所に上場されているものについては、その最終価格

（新 設）

（端数金額の調整）

第2条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、毎月1日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号から第4号に規定する有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) 同項第5号に規定する株券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第3条 合併の場合において業務規程第41条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において同規程第41条の2の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

（新 設）

(代用有価証券からの除外)

第4条 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(本所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

3 前2項の規定は、信認金代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(削 る)

第5条 (略)

付 則

この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。

(代用有価証券からの除外)

第4条 第2条第1項第4号に規定する社債券については、当該社債券又は当該社債券の発行者が発行する普通株が上場廃止の基準に該当した場合、同項第5号に規定する株券については、当該株券が上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から信認金代用有価証券から除外する。

(新 設)

(新 設)

(代用価格の変更)

第5条 本所は、第2条第1項の規定にかかわらず、時価が代用価格を下回ることとなった場合、又は本所が必要と認めた場合には、その代用価格を変更することができる。

第6条 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(気配表示)</p> <p>第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項 <u>かっこ書、同第31条かっこ書、同第34条第 1項かっこ書並びに同第50条に規定する気配 表示は、呼値に関する規則第9条に規定する気 配表示とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年2月4日から施行 する。</p> | <p>(気配表示)</p> <p>第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項 <u>かっこ書、同第31条第1項かっこ書並びに同第 34条第1項かっこ書に規定する気配表示は、呼 値に関する規則第9条に規定する気配表示とす る。</u></p> |

発行日決済取引の売買取引金に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(売買取引金の額) 第2条 売買取引金の額は、次の各号に掲げる値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</p> <p>(1) 発行日決済取引開始日の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下この条において同じ。)</p> <p>(2) 当該開始日において、当該銘柄に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この条において同じ。)がない場合は、当該開始日における当該銘柄の旧株券の最終値段(新株引受権証書については、当該最終値段から払込金額を控除した額)</p> <p>(3) 前2号に掲げる約定値段がない場合は、本所がその都度定める値段</p> | <p>(売買取引金の額) 第2条 売買取引金の額は、発行日決済取引開始日の当該銘柄の最終値段(ただし、開始日に当該取引の売買がない時は翌日若しくはそれ以降の日において売買約定の成立した日の最終値段とする。)に100分の10を乗じて算出した額以上の額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |
| <p>(売買取引金の額の変更) 第3条 本所は、相場に著しい変動を生じた場合等本所が必要があると認めた場合には、前条の売買取引金の額を変更することができる。</p> | <p>(売買取引金の額の変更) 第3条 本所は前条に規定する当該銘柄の最終値段とその後における約定値段とを比較して100円以上の差額を生じた場合には、売買取引金の額を変更することができる。</p> |
| <p>(代用有価証券の種類及び代用価格) 第4条 売買取引金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。)が発行する社債券(交換社債券以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</p> <p>交換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券 100分の85</p> <p>交換社債券及び新株引受権付社債券</p> | <p>(代用有価証券の種類及び代用価格) 第4条 売買取引金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、毎月1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)における時価(第3項に定める時価をいう。以下同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。)が発行する転換社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80</p> |

100分の80

(8) (略)
(9) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条に定める債券である円貨債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の90

(10) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券(転換社債券及び交換社債券以外のものであつて、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(11) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最

(8) (略)
(9) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている外国国債証券

100分の85

(10) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている外国地方債証券

100分の85

(11) 国際復興開発銀行円貨債券

100分の90

(12) アジア開発銀行円貨債券

100分の90

(13) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債券及び交換社債券を除く。国内の証券取引所に上場されているものに限る。)

100分の85

(14) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 本所は、前項の規定にかかわらず、相場に著しい変動を生じた場合等本所が必要があると認められた場合には、その代用価格を変更することができる。

3 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最

終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格

(3) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が公表する基準気配。ただし、基準気配が公表されていないもののうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第3号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が基準気配を公表するものに限る。

（端数金額の調整）

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

（代用有価証券からの除外）

第6条 (略)

2 日本証券業協会に登録されている株券が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（本所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債

終価格

(2) 第1項第2号に規定する株券及び同項第7号に規定する転換社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格

(3) 第1項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前3号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が公表する基準気配。ただし、基準気配が公表されていないもののうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格

(新 設)

（端数金額の調整）

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、毎月1日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

（代用有価証券からの除外）

第6条 (略)

2 日本証券業協会に登録されている株券が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（本所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する転換

| | |
|--|---|
| <p>券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。ただし、この改正規定施行の日前に発行日決済取引を開始した銘柄については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> | <p>社債券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。</p> <p>3 (略)</p> |
|--|---|